

平均給料・給与月額と平均年齢の状況 (28年4月1日現在)

| | 一般行政職職員 | | | 全 職 員 | | |
|--------|----------|------------------------|----------|----------|------------------------|----------|
| | 蒲都市 | 県 | 国 | 蒲都市 | 県 | 国 |
| 平均給料月額 | 305,000円 | 329,758円 | 331,816円 | 298,800円 | 350,977円 | 341,323円 |
| 平均給与月額 | 334,051円 | 385,634円 (386,082円) | 410,984円 | 322,096円 | 408,307円 (408,582円) | 417,394円 |
| 平均年齢 | 38.3歳 | 41.9歳 | 43.6歳 | 37.0歳 | 41.0歳 | 43.3歳 |

※平均給与月額は、給料、扶養・地域・住居・管理職手当の合計額の平均(県・国は、単身赴任・特勤勤務手当などを含む) ※県の()内の金額は、特例による減額前の平均給料、給与の額

| 年 度 | 25 | 26 | 27 | 28 |
|---------|-----------------|-------|-------|-------|
| ラスパイレ指数 | 107.9 (99.7) | 100.9 | 100.1 | 101.5 |

※ラスパイレ指数とは、一般行政職の各経年数別の平均給料月額を国家公務員を100とした場合と比較したもの。
※()内の値は、国家公務員の給料減額措置がないとした場合の値
※28年度の値は、試算値

職員手当の状況 (28年4月1日現在)

| 種 類 | 内 容(平均支給額:27年度普通会計決算) |
|-----------|---|
| 扶養手当 | 配偶者 13,000 円、その他 1 人につき 6,500 円 (配偶者がいない場合 1 人目 11,000 円) 16~22 歳の子は 1 人につき 5,000 円加算 |
| 通勤手当 | 交通機関利用者 運賃など相当額(上限 55,000 円) 自動車など利用者 通勤距離に応じて 2,000~22,500 円 ※片道 2 キロ未満通勤者や徒歩通勤者には支給なし |
| 住居手当 | 家賃の額に応じて支給(上限 27,000 円) ※持家には支給なし |
| 特殊勤務手当 | 危険・不快・不健康・困難な特殊勤務に従事する職員に支給(支給対象職員 1 人当たりの平均支給月額 16,049 円) |
| 時間外勤務手当 | 正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給 (職員 1 人当たりの平均支給月額 22,841 円) |
| 期末手当・勤勉手当 | 年間支給割合(一般職員) 期末手当 2.6 月、勤勉手当 1.6 月 ※職制上の段階、職務の級などにより 5~20%の加算措置あり |
| 退職手当 | 自己都合 勤続 25 年 29,145 月分 35 年 41,325 月分 最高限度 49.59 月分 勲奨・定年 勤続 25 年 34,582 月分 35 年 49.59 月分 最高限度 49.59 月分 (1 人当たり平均支給額 自己都合 3,161 千円、勲奨・定年 21,697 千円) |

特別職の報酬などの状況

(28年4月1日現在)

| | | 報酬などの月額 |
|------|-----|---------------------------|
| 給料 | 市 長 | 927,000 円 |
| | 副市長 | 781,000 円 |
| 報酬 | 議 長 | 532,000 円 |
| | 副議長 | 489,000 円 |
| | 議 員 | 457,000 円 |
| 期末手当 | 市 長 | 年 3.15 月分 (45%の加算措置あり) |
| | 副市長 | |
| | 議 長 | |
| | 副議長 | |
| 退職手当 | 市 長 | 給料月額× 在職年数×2.7 |
| | 副市長 | 給料月額× 在職年数×1.75 |

職員の勤務時間その他の勤務条件

勤務時間・休憩時間

| | |
|------|----------------------------|
| 勤務時間 | 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 |
| 休憩時間 | 正午～午後1時 |

※市民病院や消防、ボートレース事業部などの変則勤務の職場は除く。

年次有給休暇の取得状況 (27年度実績)

| 人数 | 日数 | 1人あたり日数 |
|---------|-----------|---------|
| 1,003 人 | 9,517.5 日 | 9.5 日 |

※1年につき20日付与

その他の勤務条件

| | |
|------|------------------------------|
| 病気休暇 | 90 日 |
| 特別休暇 | 結婚休暇5日・夏季休暇5日・産前産後休暇各8週・忌引など |

職員の分限および懲戒処分

分限の状況(27年度)

| | |
|------------|-----|
| 心身の故障による休職 | 5 人 |
|------------|-----|

※分限処分とは、心身の故障、刑事事件での起訴など職務が十分に果たせない場合において、公務能率の維持を目的に行う処分。

懲戒処分の状況(27年度)

| | |
|------------|-----|
| 懲戒処分(戒告以上) | 2 人 |
|------------|-----|

※懲戒処分とは、地方公務員法などに違反した場合や職務上の義務違反などに対して、秩序維持を目的に行う処分。

職員の服務

地方公務員法に定められた市職員の義務を周知徹底するため、服務制度に係る研修を実施するとともに、随時、通知文書などにより服務規律の徹底を図っています。
また、ハラスメント相談窓口を設置して職場におけるハラスメントの防止に努めています。

職員の研修

職員研修計画に基づき、戦略的な地域づくりの担い手としての職員の育成に向けて職員研修を実施しています。
27年度に実施した研修は合計39コースで、延べ受講者数は2,278人です。

職員の福利厚生制度

蒲都市職員互助会、安全衛生委員会を組織するとともに、愛知県市町村職員共済組合による共済制度などにより、職員の福利厚生や健康維持のための事業を行うことで、公務能率の向上を図っています。